

市民農園の整備運営等に関する留意事項について

平成 22 年 2 月 1 日制定
札幌市経済局長決裁

趣旨

市民農園の整備運営等に関して、市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 4 4 号。以下「促進法」という。）及び各関係諸法令並びに特定農地貸付けによる札幌市市民農園事務取扱要領（平成 2 1 年 1 0 月 5 日制定）で定めるほか、本市の良好な都市環境の形成と農業振興に調和した市民農園の整備運営等を推進するため、以下の点を留意すべき必要な要件・基準として定める。

第 1 開設の形態

この要件・基準は、「市民農園に関する第 2 次推進方針」（平成 2 1 年 8 月 3 日制定）に基づき、促進法による特定農地貸付け（促進法第 2 条第 2 項第 1 号のイ、以下「特定農地貸付け」という。）及び農園利用方式（促進法第 2 条第 2 項第 1 号ロ、以下「農園利用方式」という。）で開設する認定市民農園について適用する。

第 2 開設の条件

1 開設場所

- (1) 市民農園区域は、都市計画法による市街化調整区域内とする。
- (2) 乗用車の通行に支障のない道路に接していなければならない。
- (3) 排水、日照、土壌等は良好で農作物の栽培に適していなければならない。
- (4) 国有未開地等が介在してはならない。但し、国等から当該地の開設者に対して払い下げが既に見込まれている場合はこの限りではない。
- (5) 市長は、市民農園の区域を指定するときは、促進法第 4 条の各号に規定する要件及び (1) から (4) に関する要件のほか、農業上の効率的かつ総合的な利用等の観点から、必要に応じ土地の権利又は現地を調査するなど、関係部局と十分に協議・調整を行わなければならない。

2 農園の設計・設備

(1) 面積

- ア 農園(園路を含む圃場部分)の面積は、概ね 5 , 0 0 0 m²以上とする。
- イ 駐車場、農具庫、休憩所等の附帯施設を設置するための土地利用は、利便性の高い場所に集中して適切かつ効率的に設置するとともに、立地上合理的かつ専ら市民農園の用に供するために必要とされる最小限の面積とする。この場合、市長は、開設者から計画段階に設計図書の提出を受け、関係部局と十分に協議・調整を行わなければならない。

(2) 附帯施設

専ら市民農園の利用者が供するために必要な施設・設備を、促進法第 1

2条に規定する特例の範囲内において、建築基準法等各法令の許認可を得て、以下のア～コを備えなければならない。但し、当該機能を代替できる施設・設備等が存在する場合は、市長が認めた場合に限り、それを市民農園施設等として替えることができる。なお、以下のア～ス以外の施設・設備等を市民農園のように供される目的で、市民農園の区域内及びその周辺の区域外に備えることはできない。

ア 農具庫

農園の規模に応じて利用者が所有する農機具、資材等の収納を可能とする施設を設置すること。

イ トイレ

利用者が使用する簡易水洗トイレを設置すること。なお、利用者の利便性を高めるため、男女別の簡易水洗等を各一台以上を設置することが望ましい。

ウ 休憩所

利用者相互のコミュニケーションの場、降雨をしのぐ場等として設置すること。

エ 給水設備

水道又は井戸水等を利用し、利用者の利便性を高めるため、農園内に適切に給水口を設置すること。

オ 駐車場

- ・農園の区画数の約3割の駐車スペースを確保すること。
- ・入出路又は場内は、交通の安全と円滑を図り、交通に起因する障害を防止するよう配慮しなければならない。
- ・風雨等により悪路にならないよう排水、側溝等の整備又は路面を整地しなければならない。
- ・乗用車の転回に必要な車路を確保すること。

カ 残さ置き場

野菜類の葉や茎等農作物の残さを捨てるための置き場を設置すること。

キ 園路

各区画に接する園路を設置すること。なお、園路の幅員は、概ね1m～2m程度とする。

ク 看板

農園の名称、開設者名、問い合わせ先の住所・電話番号を明記した看板を農園入口に設置すること。

ケ 案内板

農園の位置図及び、注意書き、行事等の案内を掲載した看板を設置すること。

コ 区画の境界杭、表示板

木杭などを四隅に立て区画を明確にし、区画番号を表示する表示板を立てること。

サ 交通安全上の対策

市長は、市民農園区域の指定及び開設認定を行おうとする場合の連絡調整において、道路における危険の防止又はその他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止する観点から、所轄の警察署長より調整の申し入れがあったときは、開設者は、その指示に従った措置を講じなければならない。

シ 手洗い場、水飲場

利用者の利便性を高めるため、農園の規模に応じて設置することが望ましい。

ス 柵

風雨等により、市民農園区域内又は周辺の農地に被害、影響を与える恐れがあるときは、農園の周囲に柵を設置するなどの対策を講じなければならない。

(3) 利用料金及び区画の面積

農園の利用料金及び一区画の面積は、農園の全体規模及び設備状況、社会情勢等を勘案するとともに、既設の認定市民農園との均衡・調和を図り設定しなければならない。

3 農園の開設期間等

(1) 利用者が農園を利用する期間は、毎年概ね5月上旬から10月末日までの単年度の契約とする。(更新可)なお、開設者は、利用者が容易に農作業を行えるよう農園の利用期間に合わせ毎年、開園前と閉園後に耕うん、客土等を行い農園を整地しなければならない。

(2) 利用者が農園を利用する時間は、日の出から日没までとする。

(3) 農園は、特定農地貸付けによる契約期間を5年間(更新可)とし、農園利用方式による開設は5年(継続可)以上とする。

第3 農園の管理・運営の条件

1 維持管理

(1) 開設者は、管理上以下のことを適宜行わなければならない。

ア 定期点検、巡回、清掃

イ 不耕作者・目的外使用者等への対応

ウ 施設の修理補修、農園の再整備、土壌改良

エ 苦情処理、相談等の対応

(2) 開設者は、管理上以下のことを利用者への利便の提供として実施しなければならない。

ア 運搬用農機具の無償提供（例、一輪車・台車など）

イ 栽培指導

・定期的な巡回において、利用者の要望に応じて個別に栽培指導を行うこと。

・開設者自身が行うことができない場合は、管理指導員等を配置することに努めなければならない。但し、管理指導員等の代理者が栽培指導等を行う場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

・栽培方法に関するパンフレット、資料等の無償配布を行うこと。

2 利用者の募集・契約事務

(1) 新規開設に伴う利用者の募集及び決定、契約事務並びに2年目以降の更新又は追加募集に伴う契約の一切の業務は、開設者が主体で行わなければならない。

(2) 札幌市及び農協は、(1)に関する業務について、開設者から要請を受けた場合は協力することができる。

(3) 開設者は、(1)に関する業務を行うときは、事前に札幌市又は農協と必ず協議・調整を図らなければならない。

(4) 開設者は、利用者の募集に関して以下のことに留意する。

ア 札幌市及び農協の協力を得て、広報、チラシ、ホームページ等により募集する。また、開設者自身がホームページを所有している場合は、そのホームページを活用して、農園の利用者を募集することができる。

イ 公募の方法によらず、特定の人物・団体又は特定の栽培方法・品種を指定して募集することはできない。

(5) 開設者は、利用者の決定及び契約に関して以下のことに留意する。

ア 応募数が、募集する数を上回ったときは、札幌市及び農協の立会いのもと抽選により利用者を決定する。

イ 農園の利用契約は、先に決定した利用者を対象に契約日時及び場所を設定して実施する。

ウ イの契約は、利用者が希望する区画を選択できるように、その選択順位を抽選により行うこととする。

エ 利用料（農園利用方式）及び貸付料（特定農地貸付け）は、農園利用の契約時に徴収すること。

オ 2年目以降の追加募集は、ア～ウを原則とするものの、募集数が少数の場合は、先着順により利用者を決定して差し支えないものとする。

カ 2年目以降の更新は、前もって更新の意思確認を行うとともに、3月末日までに更新にかかる契約事務を終了させなければならない。

3 禁止事項等

(1) 開設者は、以下の行為を行うことができない。

ア 農作物・肥料・堆肥・苗・農業用資材、機具の販売

- イ 設備の使用料、講習会の会費、光熱費など名目にかかわらず利用者から利用料（農園利用方式）又は貸付料（特定農地貸付け）以外の徴収
 - ウ 飲食物の加工・販売
 - エ アからウの行為を行うための施設、設備、機材等の設置
 - オ 公募の方法によらず、特定の人物・団体又は特定の栽培方法・品種を指定して農園を利用させる行為
 - カ その他、営利を目的として活動する行為又は専ら市民農園に供される目的から逸脱した行為
- (2) 開設者は、農園の利用者に対して以下の行為をすることができないことを明示し周知しなければならない。
- ア 栽培作物の販売
 - イ 第三者への転貸
 - ウ 永年性作物の栽培
 - エ 共同施設・設備の占有使用
 - オ 建物、工作物の設置
 - カ 農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出
 - キ (1)において禁じている行為に関する斡旋
 - ク その他、営利等を目的として活動する行為
- (3) 開設者は、以下に該当するときは農園の利用者との契約を解除することができる。
- ア 利用者が契約の解約を申し出たとき
 - イ 利用者が利用料（農園利用方式）又は貸付料（特定農地貸付け）を支払わないとき
 - ウ 利用者が(2)に掲げる行為をしたとき
 - エ 利用者が契約区画を正当な理由なく3ヶ月以上にわたり農作業を行わないとき又は放置したとき
 - オ 開設者の農園の管理及び運営において、特別な事情が生じたとき

附則

この取扱は、平成22年2月1日から施行する。